

なお、分野別の戦略的な研究開発を推進するに際し、特に以下の事項について所要の措置を講じていくことが必要である。

<ライフサイエンス>

- ・臨床研究・臨床への橋渡し研究推進のための体制整備
 - 臨床研究者・臨床研究支援人材の確保と育成
 - 臨床研究、橋渡し研究の支援体制整備
 - 医薬品・医療機器の承認審査の迅速化・質の向上のための基盤整備
 - ・成果に関する国民理解の促進
 - 生命倫理、遺伝子診断、遺伝子組換え作物
 - ・医療におけるITの活用
 - ・安全の確保のためのライフサイエンスの推進
 - 食品供給過程（フードチェーン）全般におけるリスク分析に資する研究開発の推進
- 等

<情報通信>

- ・世界最高水準の安全・安心な情報通信インフラの構築（高セキュリティ環境の整備等）
 - ・最先端の計算科学技術基盤の実現とソフトウェア開発人材の育成
 - ・国際標準化活動に対する取組強化
 - ・テストベッドの積極的な活用により実証実験、実用に向けた技術移転、人材交流の加速化
 - ・数学、物理等の基礎から実用までの幅広い研究開発を視野に入れた戦略的な取組の推進
- 等

<環境>

- ・国際リーダーとしての率先的な取組と世界への貢献
 - ・人文社会科学と自然科学の融合分野の研究者育成
 - ・各国及び産学官・府省間・機関間の連携強化
 - 地球観測、バイオマスの総合的利用・地方公共団体や地域的取組との連携
- 等

<ナノテクノロジー・材料>

- ・学際領域・融合領域における教育等人材育成、拠点形成
 - ・社会受容を促すための積極的な取組
 - ・知的財産確保のための戦略的な取組
- 等

<エネルギー>

- ・研究開発と普及対策との連携強化、成果の国際展開等による社会還元促進
- ・大規模プロジェクトにおけるプロジェクト管理の徹底
- ・官民の適切なパートナーシップ 等

<ものづくり技術>

- ・団塊の世代が有する知識、ノウハウ等の現場の技術・技能の継承
- ・共用設備・施設、各種データベース等のものづくり知的基盤の強化
- ・研究開発成果品の政府調達・初期需要形成、規制緩和の推進 等

<社会基盤>

- ・災害対策における関係府省の連携強化
- ・社会・国民への確実な成果還元のための実証の推進 等

<フロンティア>

- ・産学官・府省間・研究機関間の連携強化
- ・次代の科学技術を担う人材の裾野の拡大
- ・大規模プロジェクトにおける適切なプロジェクト管理
- ・産業化を達成するプロジェクトの着実な推進 等

(3) イノベーションの種となる多様な基礎研究の推進

イノベーションの種の多くは、予期せぬところから思わぬ成果を生むことから、ハイリスク研究として、短期的な成果にとらわれることなく、高い目標を掲げる等意欲的で挑戦的な研究を支援することが必要である。

そうした意欲的・挑戦的な研究を積極的に推進していくことがイノベーションの種を数多く生み、将来のイノベーション創出につながっていくこととなる。

2008年度以降、各種競争的資金制度の中で、制度の特性に応じ、採択に当たったの評価に更なる工夫を加えることに取り組みつつ、こうした意欲的・挑戦的研究の採択比率を上げるとともに、その成果を的確に評価した上で、上記(2)分野別の戦略的な研究開発の推進、及び(1)社会還元を加速するプロジェクトの推進、への展開に生かすこととする。

(4) イノベーションを担う研究開発体制の強化

研究開発独立行政法人の研究開発活動

・ イノベーション加速のための研究開発独立行政法人の改革

研究開発独立行政法人の研究開発力の強化、外部資金獲得等の経営努力に対するインセンティブ確保等の観点から、以下の取組を行う。

- 人件費の一律削減において、競争的研究資金により雇用される任期付職員については、予め同資金に係わる人件費等を見込むことは困難であることに加え、政策的意義に鑑み、すでに例外として運用されている。これと同じ考え方に立ち、受託研究、共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員についても人件費削減対象から除外することを検討。
- 知的財産収入に基づく利益については、これを経営努力とみなし全額を目的積立金として使用できるようにするとともに、目的積立金の中期目標期間を越えた繰越しについては、現行ルールに基づき運用する中で、予見可能性を向上。
- 以上の点は当面措置する事項として早期に実現するとともに、今後、イノベーション推進に果たす研究開発独立行政法人の担うべき役割、あるべき姿、研究開発能力を更に高める方策等について検討。

民間の研究開発活動

・ S B I R制度⁹をモデルとした新技術の事業化支援

技術革新に挑戦する中小・ベンチャー企業に対して、研究開発段階から研究開発の成果の事業化段階に至るまで一貫して支援するため、以下の取組を行う。

- 中小・ベンチャー企業への資金的支援の機会を拡大するため、2007年度以降、各府省別に中小・ベンチャー企業への特定補助金等の支出目標額を公表。
- ベンチャー企業を対象とする段階ごとの質の高い競争選抜による制度を2008年度から順次導入。各府省においてなされた資金配分の適正さや選抜の妥当性については、総合科学技術会議等における政府横断的な事後評価の実施等を検討。

・ リスクマネー供給を実現する仕組みづくり

企業の成長段階に応じた資金がより適切に供給されるよう、資金の供給主体を支援し、市場環境を整備するため、以下の取組を行う。

- 民間投資家がベンチャー企業等への投資を行いやすくする環境の整備。

⁹ 米国のベンチャー企業向けの研究開発支援制度 (Small Business Innovation Research)。

- 新興市場等における情報開示制度の評価や知的資産経営情報の開示を促進する方策を検討。

- **民間の研究開発を促進するための施策**
民間の研究開発を一層促進する環境を整備するため、以下の取組を行う。
 - イノベーション創出・生産性向上のために不可欠な民間の研究開発投資の加速を促進。
 - 民間企業等における知的資産経営等の要素を踏まえた技術経営力の強化や、研究開発投資の成果が収益に着実に結実するような研究開発に対する企業経営上の管理・監督（ガバナンス）手法の高度化を図り、その導入・普及を促進。

- **将来を見据えた研究開発と事業化を支援するインフラの整備**
新技術の事業化の効率性・確実性の向上のため、企業、ベンチャー・キャピタル、金融機関、研究開発独立行政法人、大学、行政等が協働して、長期的視点で経営面・資金面で支援する等、イノベーションを起こし続ける体制の構築に向けた検討を行う。

第6章 「イノベーション立国」に向けた推進体制

「イノベーション立国」を実現するためには、長期戦略指針「イノベーション25」に基づき、2025年を目指して社会システムの改革、技術革新に向けた取組を長期にわたり実行していくことが不可欠である。このためには関係府省の枠を超えた総合的な推進体制を整備し、PDCAサイクルを確立することが必要である。

このため、内閣総理大臣を本部長とし、関係大臣、有識者からなるイノベーション推進本部を設置し、長期戦略指針「イノベーション25」のPDCAサイクルの確立を図ることが必要である。

また、技術革新戦略ロードマップについては、総合科学技術会議が、第3期科学技術基本計画に基づき策定した「分野別推進戦略」と密接に関係していることを踏まえ、今後総合科学技術会議が主体となって、科学技術基本計画に基づく政策の実行の中で関係府省の協力の下、PDCAサイクルの実行に取り組むこととする。

「イノベーション25戦略会議」委員名簿

- (座長) 黒川 清 内閣特別顧問
- 江口 克彦 (株)PHP総合研究所代表取締役社長
- 岡村 正 (社)日本経済団体連合会顧問((株)東芝取締役会長)
- 金澤 一郎 日本学会議会議長
- 坂村 健 東京大学大学院情報学環教授
- 寺田 千代乃 (社)関西経済連合会副会長
(アートコーポレーション(株)代表取締役社長)
- 薬師寺泰蔵 総合科学技術会議議員(慶應義塾大学客員教授)